

## 悪質な貸金業者にご注意ください

貸金業を営む者は、財務局長及び都道府県知事の登録を受けなければなりません。

無登録で貸金業を行っている業者を「ヤミ金」といい、無登録営業は貸金業法違反です。

容易に借りられるなどの広告を出したりダイレクトメールを送る業者の中には、違法なヤミ金業者も多いことから、不安がある場合は、次の窓口までお問い合わせください。

○北海道環境生活部消費者安全課  
☎ 011 - 231 - 4111 (内線 24 - 527)

## ふらの沿線スポーツフェスタ

### フロアカーリング競技参加者募集

と き 10月28日(日) 受付 8時30分  
開会式 9時00分

と ころ 上富良野町社会教育総合センター  
(上富良野町緑町1丁目9番4号)

#### チーム編成

種別	内容	チーム編成と年齢制限	人数
4人制	団体戦	2チームまで 年齢制限なし	1チーム登録は6人まで (セット内交代不可)

参加料 無料

申込期限 10月15日(月)まで

○申込み先 教育委員会生涯学習係 ☎ 52 - 2145

## 後納制度 (国民年金保険料の納期限の延長) が始まりました

これまでは、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができませんでしたが、本年10月から3年間に限り、過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることができる、後納制度が始まりました。

過去10年以内の保険料を納めていただくことで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができるようになります。

ご自身の年金記録については、**ねんきんネット** (<http://www.nenkin.go.jp>) でご確認ください。

また、ご不明な点があれば、**国民年金保険料専用ダイヤル** (☎ 0570 - 011 - 050) にお電話いただくか、旭川年金事務所にお問い合わせ願います。

※後納制度は事前申し込みが必要ですが、審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。詳しくは年金事務所にお尋ねください。

○総務課戸籍年金係 ☎ 52 - 2144

## 11月は労働保険適用促進強化期間です

事業主の皆さん。労働保険の加入はお済みですか。労働保険に加入して、従業員の方々が安心して働ける職場にしましょう。

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、労働者の生活の安定、福祉の増進等を図ることを目的に、国が直接管理している保険です。農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業については、法人・個人を問わず加入が義務付けられています。

○問い合わせ先  
北海道労働局総務部労働保険徴収課  
☎ 011 - 709 - 2311

## 町内巡回行政相談

国や独立行政法人(農業者年金基金など)、特殊法人(JR、NTTなど)、認可法人(日本下水道事業団など)の仕事や道・市町村の仕事に関する苦情や要望を受け付けるのが「行政相談」です。

国などの仕事のことで、その手続きがわからない、処理が遅い、間違っているなど困っていることや希望することはありますか。

皆さんからの苦情や要望などをお聞きして、その解決や改善に努めるために次により実施します。

#### 行政相談委員の仕事

相談者に必要な助言をしたり関係機関にその苦情を通知し、苦情の解決の促進を図ります。相談内容など相談者の秘密は固く守られますので、いつでも口頭、電話、手紙のいずれかの方法でお気軽に相談ください。

行政相談委員 山西春美さん(幾寅) ☎ 52 - 2382

#### 相談日時と会場

日	時	会場
10月18日 (木)	10:00 ~ 11:30	金山地区 コミュニティセンター
	13:30 ~ 15:00	役場2階小会議室

### 「必ずチェック 最低賃金! 使用者も労働者も」

## 北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者およびその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用される北海道(地域別)最低賃金が、次のとおり改正されます。

**最低賃金額 時間額 719円**

**効力発生日 平成24年10月18日**

北海道労働局 労働基準監督署(支署)